

【所得】

所得は、収入金額から必要経費に相当する額を差し引いて計算します。

給与所得者においては、必要経費にかかわるものとして、収入金額に応じて控除額を計算します。給与収入額から給与所得控除額を引いた金額が給与所得です。

主たる給与以外の合算所得があれば、その所得の合計額が表示されます。右側の「主たる給与以外の合算所得区分」の該当箇所に*印が入ります。

総所得金額①は給与所得とその他の所得計を合算したものを表示しています。

令和〇〇年度 市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

給与収入	4,000,000	主たる給与以外の合算所得	
給与所得(所得金額調整控除後)	2,760,000	所得区分	
その他の所得計	0	総所得金額①	2,760,000

雑損		障・寡・ひ・勤	
医療費	30,000	配偶者	330,000
社会保険料	400,000	配偶者特別	
小規模企業共済		扶養	
生命保険料	35,000	基礎	430,000
地震保険料		所得控除合計②	1,225,000

(摘要) 市民税・府民税において、住宅借入金等特別税額控除・寄付金税額控除の適用がある場合は、こちらに税額控除額を記載しています。また、年度の途中で税額に変更があった場合は、変更理由も記載しています。

【所得控除】

所得控除は、納税義務者の実情に応じた税負担を求めするために、下記の種類に対して、一定の要件のもとに所得金額から差し引くものです。

雑損	雑損控除額を表示
医療費	医療費控除額を表示
社会保険料	社会保険料控除額を表示
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除額を表示
生命保険料	生命保険料控除額を表示
地震保険料	地震保険料控除額を表示
障・寡・ひ・勤	障害者控除、寡婦(夫)控除、勤労学生控除額を表示
配偶者	配偶者控除額を表示
配偶者特別	配偶者特別控除額を表示
扶養	扶養控除額を表示
基礎	基礎控除額を表示

人的控除の内訳を記載しています。

扶養親族該当区分		本人該当区分	
控配	控除対象配偶者がいる場合、「*」を表示	未成年者	未成年者の場合「*」を表示
老配	老人控除対象配偶者がいる場合、「*」を表示	特障	特別障害者の場合「*」を表示
特定	特定扶養親族の人数を表示	他障	普通障害者の場合「*」を表示
同老	老人扶養親族のうち同居老親等の人数を表示	寡婦	寡婦の場合「*」を表示
老人	老人扶養親族の人数を表示	ひとり親	ひとり親の場合「*」を表示
16歳未満	16歳未満の扶養親族の人数を表示	勤労学生	勤労学生の場合「*」を表示
その他	一般扶養親族の人数を表示	繰越損失	繰越損失がある場合「*」を表示
同障	特別障害者のうち同居特別障害者の人数を表示		
特障	特別障害者の人数を表示		
他障	普通障害者の人数を表示		

【課税標準】

税額計算の基礎となる額です。ここでは、すべての所得を合計して所得割額を計算する「総合課税」と、他の所得と区別して異なる税率で計算する「分離課税」を記載しています。

総合課税	総所得金額①から所得控除合計額②を差し引いた額を表示しています。(千円未満切り捨て)		
	分離短期譲渡	土地及び土地の上に存する権利、建物、	譲渡した年の1月1日現在で所有期間が5年以下
	分離長期譲渡	その他付属設備、建築物の譲渡による所得	譲渡した年の1月1日現在で所有期間が5年超
	山林所得	山林(立木)の伐採または譲渡による所得	
	株式等の譲渡	株式等の有価証券の譲渡による所得	
上場株式等の配当等	分離課税を選択した申告された上場株式等に係る配当所得		
先物取引	その決済が差金等決済である先物取引による雑所得		

市民税	税額控除前所得割額④	92,100
府民税	税額控除額⑤	3,000
市民税	所得割額⑥	89,100
府民税	均等割額⑦	3,500
市民税	税額控除前所得割額④	61,400
府民税	税額控除額⑤	2,000
市民税	所得割額⑥	59,400
府民税	均等割額⑦	1,800
市民税	特別徴収税額⑧	153,800
府民税	控除不足額⑨	0
市民税	既充当額⑩	0
府民税	既納付額⑪	0
市民税	既納付額(⑩-⑪、⑫)	153,800
府民税	変更前税額⑫	
市民税	増減額(⑧-⑫)	
府民税	変更月	

納付額	
6月分	13,000円
7月分	12,800円
8月分	12,800円
9月分	12,800円
10月分	12,800円
11月分	12,800円
12月分	12,800円
1月分	12,800円
2月分	12,800円
3月分	12,800円
4月分	12,800円
5月分	12,800円

指定番号	受給者番号	宛名番号
0000000000	000000	0000000000
氏名		
〇〇 〇〇 様		
住所		
大阪府大東市〇〇1丁目1番1号		

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不取がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

(お問合せ先)
大東市総務部 課税課 市民税グループ 令和〇〇年 〇月〇日
電話 (代表)072-872-2181
(直通)072-80-0418

【税額】

税額控除前所得割額④
課税標準額に各税率を乗じた額です。(総合課税)市民税6% 府民税4%

税額控除額⑤
調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除又は寄附金税額控除の合計額です。

所得割額⑥
税額控除前所得割額④-税額控除額⑤(百円未満切り捨て)
均等割額⑦
市民税3,500円 府民税1,800円

特別徴収税額⑧
所得割額⑥+均等割額⑦

控除不足額⑨
所得割額⑥より控除できなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額です。

既充当額⑩
控除不足額⑨のうち、特別徴収税額⑧に充当された額です。

既納付額⑪
既に納付されている額です。